

◎議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案 新旧対照表
 ○三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年三重県条例第四十四号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五条 前二条の規定により議員報酬を支給する場合（死亡したときを除く。）であつて月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第六条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。</p> <p>3 3 6 （略）</p> <p>7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</p> <p>一 3 （略）</p> <p>8 3 11 （略）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支</p>	<p>第五条 前二条の規定により議員報酬を支給する場合（死亡したときを除く。）であつて月の一日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>第六条 議長、副議長及び議員の職務のため旅行する場合にあつては、その費用の弁償として旅費を支給する。</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 国内旅行にあつては、旅費の種類は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号。以下「旅費条例」という。）第六条第一項に規定するもののほか、公務雑費とする。</p> <p>3 3 6 （略）</p> <p>7 交通機関による県外の旅行の場合で、次の各号のいずれかに該当する旅行にあつては、第四項の規定にかかわらず公務雑費の定額の基本額に当該各号に規定する額を加算した額を公務雑費の定額とする。</p> <p>一 3 （略）</p> <p>8 3 11 （略）</p> <p>第九条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、死亡等によりその職を離れた日現在）において支給すべき議員報酬月額及び議員報酬月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支</p>

給する場合においては百分の百八十七・五、十二月に支給する場合においては百分の二百二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 前項において、任期満了等の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了等による選挙により再び議員となつた者に支給する当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

附 則

1 3 (略)

4 第七条の規定による旅費条例の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第九項の規定は適用しない。

5 8 (略)

給する場合においては百分の百八十七・五、十二月に支給する場合においては百分の二百二・五を乗じて得た額に、一般職に属する職員の期末手当の支給の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 前項において、任期満了等の日に在職した議長、副議長及び議員で当該任期満了等による選挙により再び議員となつた者に支給する当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあつたものとする。

附 則

1 3 (略)

4 第七条の規定による職員等の旅費に関する条例(昭和三十三年三重県条例第四十六号)の適用については、同条の規定にかかわらず、同条例附則第九項の規定は適用しない。

5 8 (略)

改正案	現行
<p>（認定の申請及び通知等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、<u>第一項の規定による申請を行った者</u>（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、<u>第一項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、<u>同項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>次条第二項の規定による報告をしないとき。</u></p> <p>四（略）</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は<u>第一項若しくは前項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（認定生産者の義務）</p> <p>第十一条（略）</p>	<p>（認定の申請及び通知等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の有効期間が終了する場合において、<u>第一項の規定による申請を行った者</u>（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、<u>同項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。</u></p> <p>4～7（略）</p> <p>8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、<u>前項の規定による申請を行った者に通知するものとする。</u></p> <p>（認定の取消し等）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 <u>第十一条第二項の規定による報告をしないとき。</u></p> <p>四（略）</p> <p>3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は<u>第一項若しくは第二項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。</u></p> <p>4・5（略）</p> <p>（認定生産者の義務）</p> <p>第十一条（略）</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を同項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は前項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を前項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の規定による立入検査又は第二項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>
--	---

○県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十四年三重県条例第四十一号）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責に鑑み、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（役員）

第六条 知事等は、その所管に係る主要出資法人の理事、監事その他の役員について、その職責にかんがみ、適任者が選任されるよう、必要に応じて、助言等を行うものとする。ただし、法令又は定款において、役員を選任が知事の任命又は認可によることが定められている主要出資法人については、この限りでない。

（法人形態の転換等）

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等に鑑み、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

（法人形態の転換等）

第十条 知事等は、その所管に係る主要出資法人に対して、当該主要出資法人の目的の達成の程度、事業の実施状況、組織の実態等にかんがみ、必要と認めるときは、統廃合、解散又は法人の形態の転換について、助言等を行うものとする。

2 (略)

（自律的運営等への配慮）

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び前三条の規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

2 (略)

（自律的運営等への配慮）

第十二条 知事等は、第四条から第七条まで及び前九条から前条までの規定の適用について、出資法人の自律的運営及び県以外の出資者の利益を損なわないよう配慮しなければならない。

○子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（子どもを虐待から守る家）</p> <p>第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であつて次に掲げる事業について協力が得られるもの（以下この条項において「協力者」という。）の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 5 （略）</p>